

伊達市立小中学校の校庭表土の除去について(案)

教 育 部
こ ど も 部

【目的】

- ・4月に行なわれた環境放射線モニタリング調査に基づき、学校の校舎や校庭等の利用判断の暫定的な目安が文部科学省から公表された。

伊達市においては、この目安を指針とし校舎等の利用による教育活動を促してきた。

また、災害対策本部においては、グラウンド等の表土を除去し環境放射線の測定を行いその効果が確認されている。福島県の環境アドバイザーや文部科学省の担当官からも表土除去の効果が認められている。

このことから、伊達市は、下記により環境放射線が高い学校等の年間許容放射線量を少しでも少なくするために校庭の表土を除去することとする。

【対象】

- ・文科省が示した学校屋外活動の制限基準である1時間当たり3.8マイクロシーベルトを、地表1cm地点で超えた学校等とする。
 - ・小国小学校
 - ・富成小学校
 - ・富成幼稚園

【除去処理方法】

- ・表土5cm層を重機等により除去し、処理土は市内公有地等に仮置き被覆シート保全する。

【想定処理土量】

- ・小国小学校(408m³) 富成小学校(332m³) 富成幼稚園(33m³)

【工事期間】

- ・4月から5月にかけての連休期間中とする。

【発注契約】

- ・4月27日までに設計を終了し、28日に随意契約により発注をしたい。

【役割分担】

- ・議会への説明は、総務企画部、教育部、こども部
- ・保護者への周知等は、教育部、こども部
- ・地域交渉等は、霊山総合支所、保原総合支所、産業部
- ・設計は、建設部
- ・予算及び契約は、財務部